

令和6年度 第6回広陵町定例教育委員会 会議

○ 開会及び閉会

令和6年9月24日(火) 午後 1時30分開会
同 日 午後 3時05分閉会

開催場所：広陵町役場 3階 第一委員会室

○ 出席委員の議席番号、職名及び氏名

(教育長)植村佳央、1番委員:(教育長職務代理者)松井秀史、
2番委員:奥田俊詞、3番委員:岡野 聡子、

委員の他、会議に出席した者の職名及び氏名

教育委員会事務局教育振興部長	村井 篤史
教育振興部次長	倉田 洋子
教育総務課主幹	松本 哲知
教育振興部こども局長	谷野 良隆
こども課長	佐々木 計也
生涯学習課長	南 雄太郎
生涯学習課主幹	名倉 聡
スポーツ振興課長	増田 晴彦
図書館長	尾藤 肇子
図書館主幹	奥本 佳恵
教育総務課指導主事	小峠 博幸
教育総務課指導主事	辻 博暢
教育総務課(学校支援室)指導主事	中村 美和
教育総務課(学校支援室)指導主事	阪口 妙子

議案(1) 学校図書館開放について

○**教育長** それでは、議案に入らせていただきます。まず1つ目でございます。学校図書館開放について、図書館長、お願いします。

○**図書館長** 失礼します。別紙にて資料を用意させていただいております。ご説明させていただきます。

図書館のほうでは、町立図書館と学校図書館のシステム連携事業を計画した際から、将来的には学校図書室を地域開放して、地域の方の集える場所とすること、また、町立図書館の地域拠点としての図書館機能を持ち、町立図書館に来られない方へのサービス拠点となることを目指しておりました。

システム連携が令和4年度・5年度に終了しまして、今年度は、持ち越したデータの移行作業や、読書環境の整備、図書館資料の有効利用に向けて、学校と連携を取りながら、様々なサービスを利用していただけのように整えてきた次第です。

例えば、今年度は電子図書館の児童向け読み放題パックを導入して、全生徒へのIDとパスワードを発行したり、図書室から町の蔵書に予約をかけて、学校図書室で貸出するサービスなどを行っています。

こういったサービスを今後、地域の方へ向けて学校図書室を開放することを少しずつでも進めてまいりたいと思っております。当然、学校運営の妨げにならないこと、児童の安全が優先されるべきであり、各学校の施設上の問題なども考慮しながら、学校の先生方と何回か協議をさせていただき、方法を検討いたしました。

まずは教育委員会内で協議して、開放案を作成し、それを持って学校とお話しさせ

ていただいたのですが、資料の1枚目の小学校図書館開放（案）という資料が、当時、教育委員会内で一旦お話しして、学校へ持っていかせてもらった実施案です。ご説明させていただきます。

まず開放の日時なんですけども、毎週水曜日、放課後の放課後塾を開催された後に実施させていただこうかと考えております。時間的には、放課後塾終了後の1時間、基本的に15時30分から16時30分を予定しておるのですが、放課後塾の時間によっては多少ずれることがあります。

開催の予定時期としては、11月からできたらと思っておりますが、事前に保護者の方にも向けて、あらかじめしっかり周知をした上でさせていただくつもりですので、それによってはちょっと遅れるかとも思っております。

実施する学校は、小学校の5校を考えております。

利用の対象となるのは、広陵町在住の全世代の方、大人の方でも子供さんでもそれはもう問わないということで考えてます。

何を実際にするのかという内容になるのですが、①学校図書室内での資料の閲覧、②町立図書館の本を学校図書室に置いて、貸出をさせていただく、③本の返却、町立図書館で借りた本を学校でも返していただけるということです。④町立図書館の本の予約と予約本の貸出、これは対象は町の本のみになりまして、町の本に対して予約をかけていただき、その本を学校の図書室で貸出をするという形です。⑤町立図書館のカードの登録、当日に発行させていただいて、登録することによって、②③④のサービスが利用できるようになります。⑥学校の図書室で、子供対象におはなし会などのイベントを月1回ぐらいの頻度で開催させていただき、学校に来られる前の子供さんや保護者さんにも来校をしていただいて利用していただきたい。⑦長期休みの日には、数日間、学校を開放させていただきたいということを検討させていただき、学校のほうと協議をさせていただきました。

その他のところには、学校図書室を学童が利用されているところがありますので、影響のないようにできる範囲で実施をさせていただきたいと。あと、身元確認はしないのですが、学校に入ってください際には受付をしていただいて、どこにお住まいの方かということを知るようにはしたいということで、必要なところに入館記録と不審者への抑止力として、名前と大字までの住所を受付時に記入していただくという形で実施したいと思っております。

周知については、広報誌や町のLINEなどで行い、また保護者宛てに教育長名で利用の方法などについて文書を出させていただき、しっかりとご理解いただいた上で実施したいと考えています。学校からのご意見で、開放日が分かるようにカレンダーの表示をして、開館してる日はこの日ですと明らかにさせていただきたいと思っております。

放課後塾の開催状況は参考につけさせていただいております。

こちらの資料を持って、各学校と協議をさせていただいた結果が2枚目の資料になるんですが、案の実施内容の①から⑦が表の上部の①から⑦に該当する形になります。

西小学校、北小学校、真美ヶ丘第一小学校が①から⑦全て実施で問題がないということでした。受付場所や入校証の有無については若干違いがあります。東小学校と真美ヶ丘第二小学校については、学童の利用状況と、あと図書室の場所の問題があって、ほとんどの内容を実施することが難しいということでした。開放に当たっては、町内のどこにいても同じようなサービスを受けれるということは大事なことですし、また東小学校については、図書館から一番離れていて、一番利用も少ない地域になることですので、できれば東小学校は進めたいなと思っております。建物自体も、開放に向けて最初から考えて作られていた建物であるということもありますので、こちらについては、学童の利用の問題が解消される令和8年度に同じような形で実施したいなと思っております。

できるだけ町内同じようなサービスをとということで、場所としては、真美ヶ丘第二小学校は図書館からも近いですので、利用も高い地域になりますので、なくても支障

はないかなと思うんですが、場所だけではなくて、時間のことから考えても、できるサービスがあるのなら、全校でやりたいなと思っておりまして、検討をさせていただきました。

各校ごとに見させていただくと、東小学校は、言わせてもらったように、どれも難しいということで、させていただくのがその他のところの赤字で書いておりますように、図書館の入り口で本の受渡しだけをさせていただくという形で、町立図書館のほうに利用者の方が予約をかけて、その本を貸出するという、そのサービスだけができるかなと考えております。

西小学校、北小学校、真美一小学校は、全部できるということで、実施させてもらおうと思っておりますが、受付場所とか入校証の有無については、ちょっとずつ違ってまして、2番目にちょっと小さいんですけども、各校の図書室の配置図つけさせていただいておりますので、それを御覧いただきながらまた見ていただけたらちょっとは分かりやすいかなと思っております。

西小学校については、校舎の端っこにありまして、図書室の校舎側の出入口を塞ぐと、外からだけしか入れないような形になってるので、内側は施錠して、外側から入っていただくという形で、おトイレ行くときだけ入校証をつけてもらって、司書に申し出て使っていただくという形です。ただ、児童の安全のために、使う水曜日については、ほかの教室も一応念のため施錠はしたいということでした。

北小学校様につきましても、ふだんから学童さんと並びでお使いになっていて、学童さんのお迎えの出入口が図書室のすぐ横にありまして、そこから保護者の方、入っていただけるかなと。児童は通用口、昇降口から入ってもらって、ほかの、関わりのない一般の方については、念のため、職員の出入口のところから入っていただいて、そちらで受付をして、入校証をつけて入ってもらうという形となっております。

真美ヶ丘第一小学校も、図書室の前のひまわりホール入り口を施錠したら、校舎に入ることはできなくて、ひまわりホールの入り口のところからだけ入ってもらえるという形になるということなので、こちらを使ってもらうということです。ただ、真美ヶ丘第一小学校様は、放課後塾のほうで15時30分過ぎるため、終了してからのご利用をお願いしようと思っております。

真美ヶ丘第二小学校は、図書室が2階にございまして、直接入っていくことがどうしても無理だということで、もしも一般の方が入るようであれば、1階の昇降口のところから1人受付を置いていただいて、ちゃんと確認してから入っていただきたいということでした。人を1人そこに張りつけるのが急には難しく、もしできるのであれば、後々そういうこともさせてもらえるように考えていこうと思ってるんですけど、今のところそれが難しいです。東小学校さんと同じように、本の受渡しだけをさせてもらえたらどうかということ、それであれば、子供に持って帰ってもらったらいんじゃないかと学校の先生からご提案いただきまして、その形で進めさせていただこうかなと思っております。

以上です。こちらのほう、こんな形でできたら進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○教育長 図書館長、ありがとうございます。今、説明を聞いていただいて、何か質問、ご意見等がございましたらよろしくお願いたします。

これも長年の夢といいますか、何とかここまでこぎ着けられるようになりましたが、最終的には、各学校へ、地域の方が本を借りたり返したりできる環境を作りたいと思っていて、その第一歩として始めていただきました。

図書館から離れている北小学校区と東小学校区が町立図書館の利用が少ないというデータがありますので、何とかそれを学校でできないかと話をしてきたのですが、一番やってもらいたい東小学校が今は一番厳しい状況です。学童も3つほどに分かれていて、図書室も使用しているので難しいと思うのです。

○委員C 一つ質問を。この入校証なんですが、あるところとないところがあるということで、全てにおいて入校証をお渡しはされないのでしょうか。何でそれを聞く

かという、誰にでも開かれた図書館ってほんとに素敵なお話なんですけれども、小学校で子どもたちがいる中に大人が入っていくという形になると思っていますので、その人物が特定できるというか、入校の管理というのはあったほうがいいのかというふうには思いました。

○教育長 ありがとうございます。図書館長、どうですか。各学校との協議の中で、入校証必要、不要というところが出てきたということですよ。

○図書館長 そのとおりです。入校証つけたほうがいいのかという思いで図書館のほうは作りましょうかという話をさせてもらったんですが、学校によっては、例えば西小学校さんは、もうここ閉めてしまうと、ほんとに、校舎に入ることなく図書室にすっと思えるので、もうそこまではいいだろうというお話で、なしにさせてもらって、いいですということだったんです。でも、トイレ行くときだけつけてほしいとか、そういうことで、必要などころだけつけてほしいということでした。北小学校は、一般の方はつけてほしいが、ほかの保護者の方はもともと学校が発行してらっしゃる入校証をつけて入ってこられるので、保護者とかに関しては要らないと。ほんとの外部の方のみ職員室前でつけてほしいということで、各学校でそれぞれ聞き取りしたらばらばらな状況だったので、もうそちらに合わせさせていただこうかなと思ったんです。

○委員C 私は小学校の中で間借りしているような、そういう分園に子どもを預けてるんですけども、いつも自分の子どものお見送りをしているとき、小学校の中に入るときは必ず入校許可証を引っ下げて中に入らないと入れない。管理体制というものがありますので。どうなのかなと思って聞きました。

○教育長 今は第一歩ということがあって、基本的には放課後塾が終わった後に来てもらうということで、基本には保護者が限定になるのかな。

○図書館長 そうですね。まずは多分利用されるのは保護者の方。

○教育長 そのうちに地域の方々が入ってこられるようになったらセキュリティーの問題も出てくると思いますので、そこはしっかりと入校証等を作って、全員につけてもらうということになるのかなとは思っています。

○委員C それと、こっちは入校証が必要で、こっちは要りません、みたいな、そのばらばらってというのが、学校の管理体制上どうなのかなっていうふうには思いました。ちょっと違和感を感じて質問させていただきました。

○委員A 最低限そろえられるところはそろえたほうがいいのかと思いますね。あっちでは入校証は要らなかった、こっちは要ると。複数校行かれることはないと思いますけど、他の状況を聞いてどうなってるんやっておっしゃる可能性がありますから。最低限、学校に無理のない程度で、そろえられることについてはそろえたほうがいいのかと思いますね。

○教育長 そうですね。そのようなご意見があるということでまたちょっと調整を。委員Bさん、どうですか。

○委員B いろいろ進めていくことは大事だと思いますが、これから先、図書館だけじゃなくて、いろいろ広げていって、みんなで一緒についていう方向を進めていく場所と考えると、その辺、セキュリティーをどう考えるのかっていうことで。特にあの池田小学校の事件から、学校の出入りをしっかりと把握するということがもう学校安全の基本になっていることだけは事実であるので、その辺の整合性を。あんまり、その辺の管理ができるような方法でないと思いますね。

○教育長 将来的には、ICTを活用して、通っただけでピピピって鳴って、それが分かるというような、そんな感じになっていったらいいのでしょうか。

○委員B そうですね。お金がかかりますけど、登録制で、入校のための何かを。何をするにしてもお金がかかるけどね。

○教育長 そうですね。スマホにアプリを入れて、それで認証できるとかね。

○委員C 塾とかではありますよね。帰ったら「お帰りになりました」とか、そんな感じ。

○教育長 そうですね。そういうのも必要か分かりませんね。今は各学校の聞き

取りの中でこういう状況になったんだと思うのですが、やはり統一ということは必要だとは思いますが。

ありがとうございます。いろいろご意見ありがとうございました。

**議案（２）後援名義使用許可申請について
（「子どもの隠れた才能の見つけ方講座」）**

○教育長 それでは、２つ目の議案です。後援名義の使用許可申請について、２３ページをご参照ください。これについては教育総務課指導主事、お願いします。

○教育総務課指導主事 失礼します。２３ページです。一般社団法人マイ・リングから、「子どもの隠れた才能の見つけ方講座」の申請が出ています。事業の概要は、イベントを通したコミュニティーづくり、脳科学に基づいた親子間のコミュニケーションづくり、マネーリテラシー向上のための話ということです。

参加対象者は０歳から１０歳までの子どもを子育て中の保護者で、定員は先着１０組、開催日時は１０月４日金曜日、１０時から１２時までで、開催場所は、はしお元気村です。参加費は無料です。２４ページに収支予算書、２５ページから３１ページにはマイ・リングの定款が、３２ページ、３３ページにはチラシが添付されています。

以上です。ご審議よろしくをお願いします。

○教育長 ありがとうございます。今聞いていただいたとおりでございますが、実際これは後援をしなくても大丈夫違うのかなというふうに思ったりはするのですが、教育委員会の後援だったらと参加されることがあるとは思っているのですが、最初は無料だけど、参加したあとに勧誘に繋がることはないのかなと心配なのですが。

○委員C 前日もそうでしたよね。企業様がされてて、次、行ったら教材費と登録料が必要みたいな感じでしたね。

後援をする意味というのが、私の理解では、公益性が高いということ、そして教育に関する事柄に委員会は後援すると。公益性の高さっていうところが一つの規準になるのかなと思うんですけども、その観点から見た場合、この会社様は、先着１０組でありますとか、そんなに幅広く開かれたような形ではないのと、気質診断書プレゼントとか、プレゼントはしてもらえるのかもしれないけど、この後どうなるのかなとかいう、ちょっと不安な面は。

○教育長 ありますよね。

○委員C はい、ちょっと。私はこれに関しての公益性の高さを感じないので。後援する必要はないんじゃないかなと思いました。

○教育長 ありがとうございます。委員Aさん、どうでしょうか。

○委員A 確かにプライバシーに踏み込んだ内容多いですね。だから、こういう内容を、結果としてこの社団法人が取得して、どう使っていくのかっていう、そういう方向性は分からないということで、一度やられたのを見て、今後後援をするかどうかを見ていくという方向のほうが良いような感じがしますね。

○委員B いや、これは僕ね、意見の方向性としては、後援はしない方向でっていうことで。これ１０月４日でしたね。今からチラシをまくんでしょうかということがあるのと、特に中身が、前半と後半に書いてあることの中身がもう、どっちもちょっと、前半も前半ですけども、後半は、これ、NISAも含めて、投資の話ですね。それうまいこといかなかったときのリスクのこととか考えると、できれば避けたほうがいいかな。

○教育長 ということで、どなたももうこれは、後援は避けたほうが良いということでもよろしいですね。１０組ですしね。公益性ということからすれば、もっと人数が多いはずではないかと私も思いますし。ということで、もう不承認でもよろしいでしょうか。それでは不承認ということでもよろしくをお願いします。

**議案（２）後援名義使用許可申請について
（「きょうされん第４８回全国大会in奈良」）**

○教育長 それともう一つですが、きょうされんの全国大会、これは、1年先の話ですが。教育総務課指導主事、説明をお願いします。

○教育総務課指導主事 きょうされん、旧称は共同作業所全国連絡会というらしいです。そこから「きょうされん第48回全国大会 in 奈良」の申請が出ています。

別紙2枚つづりのものです。令和7年10月にきょうされん全国大会を奈良で開催するという事です。全国大会は、障害のある人、家族、事業所職員などが互いの経験を学び、研究し、交流を深め、未来を展望することを目的に開催されます。奈良で開催するに当たり、県下の多くの方とつながりを広げ、当たり前前に働き、選べる暮らしの実現を希求し、平和と人権が守られる社会をつくっていききたいとのことです。

開催日時は令和7年10月17日金曜日11時から、10月18日土曜日17時までで、参加対象者は全国の障害のある当事者、家族、支援者、福祉関係団体職員等で、予定人員は2,000人、開催場所は奈良市の奈良県コンベンションセンターです。内容は、全体会、特別講演会、分科会、観光、交流などで、参加費は障害のある当事者は6,000円、その他は1万2,000円で、交流会、観光費用は別途必要とのことです。

1枚目の裏面に開催趣意書、2枚目に予算、2枚目裏面に本年度滋賀県で行われるチラシが添付されています。

以上です。ご審議よろしくをお願いします。

○教育長 ありがとうございます。全国の共同作業所の連絡会ということになります。広陵町では、すみれ作業所などがありますが、それと同じ作業所、障害のある方々の作業所の全国大会ということになっています。

○委員C すいません、確認なんですけど、「裏面 支出の部」って書いてある、その支出の部が皆さん、ついてますか。私だけがついてないんですか。

○教育長 いやいや、皆ついてないですわ。裏面ってないですよ、これ。

○委員C すいません。よく委員Dさんが、ちゃんと収入と支出はおっしゃってくださってるんで、ちゃんと見とかないといけないなど。

○教育総務課指導主事 もしかしたら、両面印刷になっていたのを見落とされたのかもしれない。

○委員C でも内容は全く問題なく。はい、よいと思いました。単に私だけがついてなかったかなと思って、確認をさせていただきただけで、すいません。

○教育長 支出の部については、再度確認はさせていただこうと思いますが。

○委員A このきょうされん奈良支部っていうのはどこに事務所があるんですかね。実行委員会形式でやるんでしょうけど。

○教育長 生駒市、社会福祉法人、萌 ひだまりとありますね。

○委員A これは「きょうされんの48回全国大会 in 奈良」の連絡先として、それが社会福祉法人萌 ひだまり内にあるんですね。だから、実行委員会は、ここにあると。きょうされんってふだん仕事をされる奈良県支部は、どこが事務所になってるんですかね。よくあるのは、奈良県福祉協議会のあの橿原の社福センター。

○教育長 社福センターですね。

見ていただいてどうですか。これはもう承認という形でいいでしょうか。

○委員C はい。

○教育長 支出の部については、また次回確認いただきます。まだ1年後の事業ですので。それでは、きょうされん第48回全国大会 in 奈良の後援名義使用については、承認ということですのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、議案は以上でございます。